野々市市本町地区地域包括支援センター運営事業者選定基準

１　選定方法

(1) 野々市市地域包括支援センター運営事業者選定委員会を設置し、応募事業者から提出された書類に基づき審査する。

(2) 選定は候補者が単独の場合であっても、評価項目において60%以上の評価を獲得することを最低基準とし、受託予定事業者とする。

(3) 評価項目

評価項目	評価の視点	配　　点	
基本事項	応募動機や運営に関する基本的な考え方	様式３	８点
事業方針	実施計画及び運営方針 地域との協働、多職種連携への取り組み	様式４	16 点
体制整備	職員の配置計画	様式５，６	26 点
	施設等の開設（設置場所の利便性等）	様式７	

２ 選定結果の通知等

選定の結果は、令和９年１月20日（水）に応募事業者全員に通知するものとする。審査の内容及び結果に関する異議申立ては、一切受け付けないものとする。

３ 留意事項

(1) 接触の禁止

応募事業者が介護長寿課職員、野々市市地域包括支援センター職員に対して、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

(2) 応募内容変更の禁止

提出期間終了後に応募書類等の内容を変更することは認めない。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類等は、理由のいかんに関わらず返却しない。

(5) 応募の辞退

応募を行った後に辞退する際には、「応募辞退届(様式７)」を提出すること。

(6) 費用負担

応募に関する費用は、すべて応募事業者の負担とする。

(7) 提出書類の取扱い・著作権

応募書類等の著作権は、各応募事業者に帰属する。なお、地域包括支援センターの運営に関する公表をする場合及び本市が必要と認める場合には、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(8) 追加書類の提出

本市又は地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

４ 備 考

募集要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。また、公募要領は現在の制度及び地域包括支援センターの運営状況等をもとに作成したものであり、今後の国の動向等により変更する場合がある。